

12-05-17

記録問題の全体構図 と 本日の議題

(注) 「赤字」は本日の議題、「<済>」は作業方針等について概ね審議済の議題

A) 持ち主不明の記録

いわゆる“迷える記録”で基礎
年金番号に未統合の記録など

B) 個々人の記録の中の漏れや誤りのある記録

基礎年金番号に統合はされているが、加入資格
期間や標準報酬などに、漏れや誤りのある記録

1) 各種便へのフォロー

- ①<済>黄色便加入 10 年未満分の対策 ②<済>未送達者対策 ③<済>未回答者対策

2) 紙台帳検索システムを活用した記録の統合

=いわゆる“5千万件”の未統合記録の解明

3) 紙台帳などとコンピュータ記録との突合せによる記録回復

※うち、加入者への対応方針

4) 厚年基金記録と国記録との突合せによる記録回復

- ①<済>国記録と基金記録の不一致事案
ア) 二重給付による過払い事案 イ) 不支給事案
②<済>国記録又は基金記録がなく突合作業が未進捗の事案
③<済>代行返上に係る記録の再整理
④<済>基金の突合せ作業促進
⑤死亡者の取扱い

5) 「気になる記録の確認キャンペーン」の実施

- ①<済>残る未解明記録への確認の“一斉呼びかけ”(自治体等への協力依頼を含む)
②未統合記録を保有する企業名の、ねんきんネット上での開示の検討等

6) 厚生年金関連の新回復基準の設定とその周知

(厚年の短期加入漏れや賞与の届出漏れなどの基準設定<済>)
※滞納事業所における資格期間の遡及訂正事案

<再発防止策>

ア) ねんきんネットの充実 (うち、電子版定期便<済> 等)

イ) 基礎年金番号の重複付番への対策等

※関連して、外国人住基法への対応、共済記録の整備、事業主による本人確認強化、待機者への対応
ウ) 事業主の届出の電子化促進

エ) <済>厚生年金基金への記録情報の提供

(注) 上記のほかに、いわゆる“消えた記録”と言われる、紛失・焼失などにより原簿や証拠も無い記録があるが、これらについては、回復基準に該当する事案を除き、「年金記録確認第三者委員会」のお力をお借りしている。

<関連事項>

ア) 第3号被保険者に関する記録問題への対応 (直近2年分は済み) イ) 年金確保支援法への対応

ウ) 本社管理方式の促進 エ) 適用事業所の企業単位把握 オ) 機構における事務処理誤り対応